

小郡市長出前トーク実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小郡市長出前トーク（以下「出前トーク」という。）の実施に関し必要な事項を定めるとともに、市長が市民等の集まりに出向き、市政に関する意見交換を行うことにより、市政に関する相互理解を深め、市民と行政によるまちづくりを進めることを目的とする。

(対象者)

第2条 出前トークに参加することができるものは、原則として市内に在住、在勤又は在学する者を含む10名以上の団体とする。

(実施方法)

第3条 出前トークは、第5条の規定により申込みがあった場合で、かつ、その申込みに対し、第6条の規定により市長が実施することを決定した場合に、市長が市民の身近な場所に直接出向いて実施する。

- 2 出前トークは、原則として年末年始の閉庁日を除く午前9時から午後9時までの間に、1回当たり90分を限度に実施する。
- 3 同一団体に対する出前トークの実施は、小郡市長車座トーク実施要綱（平成30年小郡市告示第 号）に規定する車座トークと合わせ、同一年度2回までとする。
- 4 出前トークは、食事を伴わない形式で行うものとする。
- 5 出前トークの実施に当たっては、その内容により担当課を定めるとともに、申込者と担当課があらかじめ詳細について打合せをするものとする。

(実施場所)

第4条 出前トークは、市内での実施に限るものとし、会場等の手配、準備及び参加者への周知は申請団体が行うものとする。

(申込方法)

第5条 出前トークの実施を希望する団体の代表者は、実施希望日の1箇月前までに小郡市長出前トーク実施申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかに実施の可否を決定し、小郡市長出前トーク実施・不実施決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、出前トークの実施に当たり、必要があると認めるときは、前項の規定による実施決定に条件を付することができる。

(実施の制限)

第7条 市長は、出前トークの内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前トークを実施しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とするおそれのあるもの

- (3) 批判、苦情処理、個別陳情等を目的としたものと認められるもの
- (4) その他出前トークの実施目的に反するおそれのあるもの
(実施の取消し等)

第8条 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、出前トークの実施決定を取り消し、又は出前トークを中止することができるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 実施決定の内容や条件に違反したとき
- (3) 緊急やむを得ない事態が発生したとき
- (4) その他市長が必要と認めるとき
(庶務)

第9条 出前トークに関する庶務は、経営政策部秘書広報課において行う。
(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。